

証券コード 9696
平成30年6月11日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

株式会社ウイガス
代表取締役社長 生 駒 富 男

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォンタナ」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策を背景に、企業業績や雇用・所得環境に改善傾向が見られるなど、全体として緩やかな回復基調となりましたが、米国の政策の動向や東アジア地域における地政学的リスクなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、少子化が継続するとともに、同業他社のみならず、業種業態を越えた競争の激化等により、依然として厳しい経営環境にあります。

このような中、当社グループでは更なる成長を目指すため、「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、サービスレベルの向上と時代の変化に対応した商品の提供や業態開発及び新分野進出に努めてまいりました。

学習塾事業では、最新の脳科学の研究成果を活かすことで確立した独自の教育メソッド(プラスサイクル学習法)の更なる推進と人材の育成に注力し、競合力の強化に努めてまいりました。また、都市部を中心とした個別指導校の展開を強化するとともに、兵庫県を基盤とする京大ゼミナール久保塾株式会社を連結子会社としてグループに加え、ドメインの拡大を図ってまいりました。

高校・キャリア支援事業では、通信制高校に対する認知度の向上により生徒数が増加しました。また、前期に完全子会社としました日本語教育サービスを展開する株式会社Genki Globalが当期より本格的に寄与しております。

その他では、グローバル化対応として前期に完全子会社としました通訳、翻訳及びスペシャリスト派遣等のランゲージサービスを提供する株式会社吉香も順調に実績を重ねております。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

学習塾事業につきましては、脳科学に基づいた独自の教育メソッド(プラスサイクル学習法)を通じて生徒自身の「学びの意欲」と「学ぶ力」を引き出し、成績向上に結び付ける指導を徹底してまいりました。また、サービス形態の多様化対応として、ICTを活用した映像による教育サービスの拡充、4技能習得型(聞く、話す、読む、書く)英語学習の推進、小学生からのプログラミング・スクールの増設等を推進してまいりました。更に、ドミナントエリア拡大と競争力強化のため、兵庫県を基盤とする京大ゼミナール久保塾株式会社を完全子会社とし、新規16校(うち7校は子会社化)・移転4校・増床4校の設備増強を実施する一方、将来の収益見通し等を検討し7校の閉鎖・統合を期末に実施したことにより、当連結会計年度の校舎数は181校となりました。期中平均生徒数は、閉鎖・統合を実施したこともあり19,979名(前年同期比7.1%増)となりました。

これらの結果、売上高は82億64百万円(同2.4%増)、営業利益(セグメント利益)は10億33百万円(同2.0%増)となりました。

(高校・キャリア支援事業)

高校・キャリア支援事業につきましては、通信制高校・社会人向けキャリア教育・日本語教育サービスを事業の中心としております。

主力の通信制高校では最新のICTを活用し、生徒が主体的・能動的・協働的に学習に取り組むアクティブラーニングや生徒一人ひとりに合わせて学習内容を提供できるアダプティブラーニングを先行して取り入れております。また、芸能コースをはじめ、スポーツ、美容、クリエイター、ペットなど多様なコースを展開してまいりました。更に、設備増強としまして、新規3校(うち2校は子会社化)の出店を実施しております。期中平均生徒数では、急速なAI技術の進化や学習スタイルの変化とともに通信制高校に対する認知度が向上し、入学者が大幅に増加しましたことにより、通信制高校は5,625名(前年同期比4.3%増)となりました。当セグメント全体の期中平均生徒数では、社会人向けキャリア教育において、介護実務者研修の制度変更があり、同コースの生徒数が減少し、6,525名(同3.3%減)となりましたが、顧客単価の高い通信制高校の生徒数が増加したことと、前期末に完全子会社としました日本語教育サービスを展開する株式会社Genki Globalも当期より本格的に寄与しております。

これらの結果、売上高は51億19百万円（同14.2%増）、営業利益(セグメント利益)は8億70百万円（同30.4%増）となりました。

（その他）

その他につきましては、主に、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業、ランゲージサービス事業に係る業績を計上しております。前期に完全子会社としました通訳、翻訳及びスペシャリスト派遣等のランゲージサービスを展開する株式会社吉香が寄与し、売上高は28億57百万円（前年同期比62.0%増）、営業利益(セグメント利益)は2億33百万円（同150.0%増）となりました。

以上の結果としまして、当連結会計年度の売上高は、過去最高となる162億41百万円(前年同期比13.5%増)となり、営業利益は8億26百万円（同31.1%増）、経常利益は8億38百万円（同28.3%増）となりました。しかしながら、不採算校の固定資産減損及び連結子会社ののれん減損等による特別損失を2億81百万円計上しましたことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1億77百万円(同58.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（有形固定資産の他ソフトウェア等の無形固定資産を含む）は3億96百万円であります。

学習塾事業では、新規開校投資として14百万円、校舎の移転投資として25百万円、校舎のリニューアル等（増床含む）により63百万円、またIT関連の設備投資費用として7百万円を支出しております。

高校・キャリア支援事業では、校舎のリニューアルにより26百万円、IT関連の設備投資費用等として22百万円を支出しております。

その他では、連結子会社における新規ソフトウェアの開発投資等として1億41百万円、事業所開設等の設備投資として13百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で、IT関連の設備投資費用等として83百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、学習塾事業で1億10百万円、高校・キャリア支援事業で48百万円、その他で1億54百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で83百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金により充当しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 の状況

「(10) 重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(8) 対処すべき課題

今後の当業界を取り巻く経営環境は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費におきましては、依然として先行き不透明な状態が想定されます。

当業界におきましては少子化のなか、顧客の選別志向は更に高まり、同業他社や他業態との競争激化など、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような中、当社グループの対処すべき課題としまして、①顧客満足度の向上、②サービス品質の強化、③商品の再構築と業態開発、④事業領域の拡大、⑤人材育成とマネジメントの強化、⑥グループシナジーの再構築に継続して取り組んでまいります。

また次期につきましては、中核事業である学習塾事業及び高校・キャリア支援事業では、人的資源の確保と養成、新規8校の出店、ICT教育の推進、M&A及び資本業務提携の推進等の施策を実施していく方針であります。また、グローバル化への対応として通訳・翻訳・スペシャリスト派遣等のランゲージサービスやインバウンド型日本語教育サービスに続き、フィリピン等ASEAN諸国の送出し機関・大学と連携し、現地で日本語教育を行った上で日本企業に人材を紹介する有料職業紹介事業にも進出してまいります。

今後も、これまでの取り組みを進化させると同時に、将来の市場変化を先取りした新たな顧客の獲得により、更なる業績の向上と事業の成長を目指してまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第39期	第40期	第41期	第42期
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	(当連結会計年度) 平成29年度
売 上 高 (千円)		13,819,927	13,679,118	14,313,764	16,241,406
経 常 利 益 (千円)		1,029,936	1,167,559	653,283	838,452
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		362,826	540,604	112,621	177,959
1株当たり当期純利益 (円)		36.06	53.73	11.19	17.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		-	53.59	11.12	17.50
総 資 産 額 (千円)		12,489,948	11,800,874	12,652,147	13,478,560
純 資 産 額 (千円)		4,509,689	4,966,283	4,939,110	5,014,158
1株当たり純資産額 (円)		426.70	457.24	449.95	451.06

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(注3) 第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第39期	第40期	第41期	第42期
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	(当事業年度) 平成29年度
売 上 高 (千円)		11,474,496	11,416,410	11,475,257	11,755,284
経 常 利 益 (千円)		937,337	913,124	504,634	585,807
当 期 純 利 益 (千円)		317,041	436,985	81,372	46,960
1株当たり当期純利益 (円)		31.51	43.43	8.09	4.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		-	43.32	8.03	4.62
総 資 産 額 (千円)		11,470,375	10,548,241	10,763,891	11,075,771
純 資 産 額 (千円)		4,012,824	4,248,765	4,225,905	4,153,633
1株当たり純資産額 (円)		398.80	421.37	417.71	409.36

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(注3) 第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ブ リ ー ズ	93百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 佑 学 社	53百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 エヌ・アイ・エス	52百万円	100.0%	日 本 語 教 育 事 業
株 式 会 社 学 習 受 験 社	25百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 吉 香	20百万円	100.0%	ラ ン ゲ ー ジ サ ー ビ ス 事 業
京大ゼミナール久保塾株式会社	10百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 Genki Global	1百万円	100.0%	日 本 語 教 育 事 業
株 式 会 社 レビックグローバル	60百万円	94.57%	企 業 内 研 修 ポ ー タ ル サ イ ト ・ コ ン テ ン ツ 開 発 販 売 事 業
株 式 会 社 S R J	65百万円	41.45% (11.82%)	I C T 教 育 ・ 能 力 開 発 事 業

(注1) 議決権比率の()は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外書しております。

(注2) 平成29年9月19日に京大ゼミナール久保塾株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

- ① 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導と独自の意欲喚起教育（EMS）を用いた学力指導を行う「学習塾事業」
- ② 広域通信・単位制高等学校の運営や社会人対象の資格取得及び高等学校卒業程度認定試験（高認）合格のための受験指導、日本語学校の運営を行う「高校・キャリア支援事業」

(12) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	大阪府中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計192カ所

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
学習塾事業	大阪府	松原天美校、堺初芝校、瓢箪山校、金剛校、百舌鳥校、他	128
	京都府	宇治小倉校、京田辺校	2
	奈良県	学園前校、王寺校、ファロス天理駅前教室、他	5
	兵庫県	ファロス逆瀬川駅前教室、ファロス宝塚駅前教室、他	8
	和歌山県	南海和歌山市駅校、紀ノ川校、ファロス南海和歌山市駅教室	3
	広島県	広島本部校	1
小計	6府県		147
高校・キャリア支援事業	東京都	町田校、立川校、東京四ツ谷校、秋葉原校	4
	千葉県	千葉校、柏校	2
	神奈川県	横浜校	1
	埼玉県	埼玉校	1
	山梨県	甲府校	1
	栃木県	宇都宮校	1
	群馬県	高崎校	1
	茨城県	第一学院高等学校高萩校	1
	北海道	札幌校	1
	宮城県	仙台校	1
	秋田県	秋田校	1
	岩手県	盛岡校	1
	新潟県	新潟校	1

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
高校・キャリア支援事業	福島県	郡山校	1
	静岡県	静岡校、浜松校	2
	長野県	長野校	1
	富山県	富山校	1
	石川県	金沢校	1
	愛知県	名古屋校、豊橋校	2
	三重県	四日市校	1
	京都府	京都校	1
	大阪府	大阪校、大阪梅田校	2
	奈良県	奈良校	1
	兵庫県	神戸校、第一学院高等学校養父校	2
	岡山県	岡山校	1
	広島県	広島校	1
	愛媛県	松山校	1
	福岡県	博多校、小倉校	2
	熊本県	熊本校	1
小計	29都道府県		38
その他	大阪府	高槻校、千里中央校、和泉のぞみ野校、岸和田校	4
	兵庫県	西宮校、宝塚校、御影校	3
小計	2府県		7
合計	30都道府県		192

② 主要な子会社の事業所（本店所在地）

株式会社ブリーズ	大阪市中央区
株式会社佑学社	大阪市生野区
株式会社エヌ・アイ・エス	名古屋市中村区
株式会社学習受験社	福岡市中央区
株式会社吉香	東京都千代田区
京大ゼミナール久保塾株式会社	神戸市東灘区
株式会社Genki Global	福岡市博多区
株式会社レビックグローバル	東京都港区
株式会社SRJ	東京都中央区

(13) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	588名	43名増	41.5才	12.5年
女 性	224名	10名減	36.1才	8.2年
計または平均	812名	33名増	40.5才	11.7年

(注1) 当社の従業員数は498名（男性403名、女性95名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師1,985名及びパートタイマー272名（平成30年3月31日現在）がおりますが、すべて当社の臨時従業員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	374,864千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	210,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	190,000千円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	129,693千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	70,341千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	55,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	50,000千円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更しています。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 10,062,272株（自己株式377,728株を除く。）
- ③ 株主数 3,903名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヒントアンドヒット	1,188千株	11.81%
株式会社増進会出版社	626	6.22
ウィザス社員持株会	552	5.49
堀川直人	466	4.63
堀川明人	466	4.63
株式会社明光ネットワークジャパン	267	2.66
日本生命保険相互会社	249	2.47
堀川一晃	221	2.19
株式会社市進ホールディングス	220	2.18
賀来昌義	191	1.90

（注1）当社は、自己株式を377,728株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注3）平成30年3月31日現在の株主名簿によるものであります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	権利行使価格	行使の条件	権利行使期間
第1回 新株予約権	372個	37,200株	1株当たり1円	(注1)	平成27年7月25日から 平成47年7月24日まで
第2回 新株予約権	513個	51,300株	1株当たり1円	(注1)	平成28年7月26日から 平成48年7月25日まで
第3回 新株予約権	332個	33,200株	1株当たり1円	(注1)	平成29年7月24日から 平成49年7月23日まで

(注1) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注2) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

(2) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回 新株予約権	330個 (33,000株)	4名	—	—	—	—
第2回 新株予約権	445個 (44,500株)	4名	—	—	—	—
第3回 新株予約権	298個 (29,800株)	5名	—	—	—	—

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	当社使用人		子会社の役員及び使用人	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数
第3回 新株予約権	34個 (3,400株)	2名	—	—

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	い 生 駒 とみ お 男	(株)吉香 代表取締役 (株)エヌ・アイ・エス 取締役 (株)Genki Global 取締役
常務取締役	い 井 尻 よし あき 晃	経営統括室長 (株)Genki Global 取締役 (株)SRJ 取締役 (株)レビックグローバル 非業務執行取締役
取締役	たけ 竹 した じゅん じ 司	第二教育本部長 (株)エヌ・アイ・エス 取締役
取締役	おお 太 た よし くに 邦	第一教育本部長 (株)SRJ 取締役 京大ゼミナール久保塾(株) 取締役
取締役	あか 赤 がわ たく じ 志	統括支援本部長 (株)エヌ・アイ・エス 監査役 (株)Genki Global 監査役
取締役	てつ 鉄 ばやし おさむ 修	井村屋(株)常勤顧問
常勤監査役	こ 小 ばやし ひろ あき 明	
監査役	わか 若 まつ ひろ ゆき 之	公認会計士・税理士 公認会計士若松弘之事務所 代表 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 (株)ミクシィ 社外監査役 パイオニア(株) 社外監査役 (株)レノバ 社外監査役
監査役	なる 成 せ 瀬 か ず こ 圭 珠子	弁護士 林田総合法律事務所 弁護士 東京エレクトロンデバイス(株) 社外監査役

- (注1) 取締役鉄林修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 監査役若松弘之氏及び監査役成瀬圭珠子氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注3) 監査役若松弘之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注4) 監査役成瀬圭珠子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する十分な見識を有するものであります。
- (注5) 取締役鉄林修氏及び監査役成瀬圭珠子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当
住田裕子	平成29年6月23日	任期満了	当社社外監査役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役	6名	95,937千円	うち社外1名 4,200千円
監査役	4名	17,610千円	うち社外3名 6,750千円
計	10名	113,547千円	

(注1) 報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において取締役は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役は50,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役5名 10,527千円(社外取締役除く)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役鉄林修氏は、井村屋株式会社の常勤顧問であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

監査役若松弘之氏は、公認会計士若松弘之事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役若松弘之氏は、千葉県行政改革審議会委員、千葉県コンプライアンス委員会委員、株式会社ミクシィ社外監査役、パイオニア株式会社社外監査役、株式会社レノバ社外監査役を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

監査役成瀬圭珠子氏は、林田総合法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役成瀬圭珠子氏は、東京エレクトロデバイス株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者また業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

- ③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（17回）	監査役会（14回）
取 締 役	鉄 林 修	17回	—
監 査 役	若 松 弘 之	15回	12回
監 査 役	成 瀬 圭 珠 子	13回	10回

（注1）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

（注2）監査役成瀬圭珠子氏は、平成29年6月23日開催の第41回定時株主総会において監査役に就任しております。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は10回であります。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鉄林修氏は、長年にわたるマーケティングや海外での事業経営、事業戦略の豊富な経験と、人事や総務といった管理部門での経験を通じて、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役若松弘之氏及び監査役成瀬圭珠子氏は、公認会計士・税理士、弁護士としてそれぞれ専門的な見地から諸課題に対して発言するほか、常勤監査役（取締役会及びその他重要会議に出席）とは、平時において監査役としての指摘、確認事案が発生すれば、その都度検討を行い、監査役会としての意見を形成しております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

35,500千円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,500千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

イ. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の取締役会決議の内容及び当該体制の運用状況は次のとおりであります。（最終改定 平成27年4月30日）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。
- ⑤ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整理・保存する。
- ② 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ③ 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- ④ 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
- ⑤ 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することができる。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- ⑤ 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- ⑦ 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)から(8)の業務の適正を確保するための体制について、当社は、その整備及び運用状況について、監査役及び内部統制監査室がモニタリングにて継続的に確認するなど調査を実施しております。また、確認・調査の結果問題点や課題が判明した場合は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会にその内容を報告しております。

なお、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」についても内部統制監査室が各部門と連携して実施しております。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念と「1／1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究しております。具体的には、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、WEB、ICT等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め（平成27年4月に一部改定）、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「旧対応策」といいます。)の導入を決議いたしました。その後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本対応策」といいます。)を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日、平成29年6月23日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)の60日以内の提供を大規模買付者に求めます。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成29年6月23日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様が議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

(4) 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつと考えております。

当社は、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を積極的に行い、安定配当することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。すでに、平成29年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり6円とあわせまして、年間配当金は1株当たり16円となります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,215,179	流動負債	5,929,623
現金及び預金	4,932,185	買掛金	349,614
売掛金	332,271	短期借入金	630,000
授業料等未収入金	354,670	一年内償還予定社債	40,000
商品及び製品	15,351	一年内返済予定長期借入金	154,071
教材	51,695	リース債務	19,924
原材料及び貯蔵品	7,075	未払金	440,181
繰延税金資産	141,382	未払法人税等	275,425
その他	396,210	未払消費税等	145,825
貸倒引当金	△15,662	前受金	3,319,617
固定資産	7,263,380	賞与引当金	188,325
有形固定資産	2,766,303	資産除去債務	22,117
建物及び構築物	2,144,992	その他	344,521
土地	507,755	固定負債	2,534,778
リース資産	29,234	長期借入金	379,084
建設仮勘定	1,669	リース債務	86,603
その他	82,650	役員退職慰労引当金	22,693
無形固定資産	1,025,551	退職給付に係る負債	993,353
のれん	445,313	資産除去債務	719,228
ソフトウェア	334,159	その他	333,814
その他	246,078	負債合計	8,464,401
投資その他の資産	3,471,525	(純資産の部)	
投資有価証券	893,040	株主資本	4,507,133
長期貸付金	71,405	資本金	1,299,375
差入保証金及び敷金	1,174,408	資本剰余金	1,527,761
保険積立金	899,825	利益剰余金	1,823,720
退職給付に係る資産	3,233	自己株式	△143,724
繰延税金資産	349,345	その他の包括利益累計額	31,534
その他	124,755	その他有価証券評価差額金	180,498
貸倒引当金	△44,488	土地再評価差額金	△191,835
資産合計	13,478,560	退職給付に係る調整累計額	42,872
		新株予約権	34,530
		非支配株主持分	440,960
		純資産合計	5,014,158
		負債及び純資産合計	13,478,560

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		16,241,406
II. 売上原価		11,490,481
売上総利益		4,750,925
III. 販売費及び一般管理費		3,924,913
営業利益		826,011
IV. 営業外収益		
受取利息	8,207	
受取配当金	16,580	
イベント協力金収入	5,479	
その他の	27,309	57,576
V. 営業外費用		
支払利息	10,406	
持分法による投資損失	10,448	
複合金融商品評価損	13,656	
その他の	10,624	45,135
経常利益		838,452
VI. 特別利益		
固定資産売却益	877	
保険解約返戻金	19,037	
受取補償金	19,067	38,981
VII. 特別損失		
固定資産売却損	4,605	
固定資産除却損	11,939	
減損損失	114,346	
のれん償却額	108,592	
投資有価証券評価損	23,478	
その他の	18,256	281,218
税金等調整前当期純利益		596,215
法人税、住民税及び事業税	347,275	
法人税等調整額	4,210	351,486
当期純利益		244,729
非支配株主に帰属する当期純利益		66,770
親会社株主に帰属する当期純利益		177,959

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	1,299,375	1,527,761	1,871,873	△143,724	4,555,285
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△160,996		△160,996
親会社株主に帰属する 当期純利益			177,959		177,959
連結範囲の変動			△403		△403
土地再評価差額金の取崩			△64,710		△64,710
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△48,152	—	△48,152
平成30年3月31日残高	1,299,375	1,527,761	1,823,720	△143,724	4,507,133

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成29年4月1日残高	174,960	△282,354	79,620	△27,773	22,757	388,841	4,939,110
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△160,996
親会社株主に帰属する 当期純利益							177,959
連結範囲の変動							△403
土地再評価差額金の取崩							△64,710
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,537	90,519	△36,747	59,308	11,772	52,119	123,200
連結会計年度中の変動額合計	5,537	90,519	△36,747	59,308	11,772	52,119	75,048
平成30年3月31日残高	180,498	△191,835	42,872	31,534	34,530	440,960	5,014,158

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第42期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社ウイザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ⑩

監査役 若松 弘 之 ⑩

監査役 成瀬 圭珠子 ⑩

(注) 監査役若松弘之及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,582,717	流動負債	4,954,979
現金及び預金	2,784,793	買掛金	45,891
授業料等未収入金	338,786	短期借入金	630,000
商品及び製品	4,624	一年内償還予定社債	40,000
教材	31,440	一年内返済予定長期借入金	125,000
原材料及び貯蔵品	5,228	リース債務	16,406
前払費用	184,011	未払金	478,080
繰延税金資産	72,385	未払費用	143,104
その他	169,936	未払法人税等	139,822
貸倒引当金	△8,489	未払消費税等	68,593
固定資産	7,493,053	前受金	3,039,394
有形固定資産	2,239,495	預り金	59,013
建築物	1,819,292	賞与引当金	142,861
構築物	24,333	資産除去債務	22,117
車両運搬具	0	その他	4,694
器具及び備品	54,366	固定負債	1,967,158
土地	313,444	長期借入金	205,000
リース資産	26,388	リース債務	84,236
建設仮勘定	1,669	長期未払金	147,369
無形固定資産	179,972	長期預り保証金	9,108
ソフトウェア	135,907	退職給付引当金	924,586
リース資産	7,163	資産除去債務	596,858
その他	36,902	負債合計	6,922,138
投資その他の資産	5,073,585	(純資産の部)	
投資有価証券	841,676	株主資本	4,132,499
関係会社株式	2,015,333	資本金	1,299,375
長期貸付金	102,884	資本剰余金	1,517,213
長期前払費用	19,817	資本準備金	1,517,213
差入保証金及び敷金	1,023,198	利益剰余金	1,459,634
保険積立金	768,028	利益準備金	158,450
繰延税金資産	322,708	その他利益剰余金	1,301,184
その他	19,230	繰越利益剰余金	1,301,184
貸倒引当金	△39,292	自己株式	△143,724
資産合計	11,075,771	評価・換算差額等	△13,396
		その他有価証券評価差額金	178,439
		土地再評価差額金	△191,835
		新株予約権	34,530
		純資産合計	4,153,633
		負債及び純資産合計	11,075,771

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,755,284
II. 売 上 原 価		8,846,122
売 上 総 利 益		2,909,162
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,378,716
営 業 利 益		530,445
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,972	
有 価 証 券 利 息	6,080	
受 取 配 当 金	26,947	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8,645	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	15,387	
そ の 他	17,480	77,515
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,900	
社 債 利 息	509	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	13,656	
支 払 手 数 料	451	
そ の 他	1,634	22,153
経 常 利 益		585,807
VI. 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	877	
保 険 解 約 返 戻 金	14,657	
受 取 補 償 金	12,585	28,120
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,580	
固 定 資 産 除 却 損	3,967	
減 損 損 失	114,346	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,300	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	195,261	322,456
税 引 前 当 期 純 利 益		291,471
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	202,020	
法 人 税 等 調 整 額	42,490	244,511
当 期 純 利 益		46,960

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	利 準 備 金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
平成29年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,479,931	1,638,381	△143,724	4,311,245
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△160,996	△160,996		△160,996
当期純利益				46,960	46,960		46,960
土地再評価差額金の取崩				△64,710	△64,710		△64,710
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	△178,746	△178,746	-	△178,746
平成30年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,301,184	1,459,634	△143,724	4,132,499

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年4月1日残高	174,256	△282,354	△108,098	22,757	4,225,905
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△160,996
当期純利益					46,960
土地再評価差額金の取崩					△64,710
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	4,183	90,519	94,702	11,772	106,474
事業年度中の 変動額合計	4,183	90,519	94,702	11,772	△72,272
平成30年3月31日残高	178,439	△191,835	△13,396	34,530	4,153,633

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月23日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを

確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ⑩

監査役 若松 弘 之 ⑩

監査役 成瀬 圭珠子 ⑩

(注) 監査役若松弘之及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	い こま とみ お 生 駒 富 男 (昭和34年9月22日生)	<p>昭和59年2月 当社入社 平成3年3月 当社教務指導室部長 平成5年3月 当社教務本部副本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部副本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部副本部長 平成13年4月 当社取締役第二教育本部教育運営部長 平成13年6月 当社取締役第二教育本部長 平成17年7月 当社常務取締役第二教育本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社吉香代表取締役 株式会社Genki Global取締役</p>	10,000株
2	い じり よし あき 井 尻 芳 晃 (昭和31年8月3日生)	<p>昭和58年1月 当社入社 平成3年7月 当社総務部長 平成7年2月 当社総務本部副本部長 平成8年3月 当社総務本部長 平成8年6月 当社取締役総務本部長 平成9年7月 当社常務取締役総務本部長 平成10年4月 当社常務取締役管理統括本部長 平成18年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成22年4月 当社常務取締役経営統括本部長 平成23年4月 当社常務取締役運営支援本部長 平成26年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成29年4月 当社常務取締役経営統括室長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社Genki Global取締役 株式会社SRJ取締役 株式会社レビックグローバル非業務執行取締役</p>	49,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司 (昭和40年1月29日生)	平成9年6月 当社入社 平成19年4月 当社第二教育本部事業推進室長 平成19年10月 当社第二教育本部高校運営室長 平成24年4月 当社第二教育本部第一学院高等学校 高萩校常務理事 平成25年4月 当社第二教育本部高校統括部長兼 高校事業部長 平成25年10月 当社第二教育本部副本部長兼高校 統括部長兼高校事業部長 平成26年4月 当社第二教育本部長 平成26年6月 当社取締役第二教育本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・アイ・エス取締役	1,000株
4	おお た よし くに 太 田 善 邦 (昭和38年7月25日生)	平成4年12月 当社入社 平成21年3月 当社第一教育本部 第3エリア長 兼人材育成部長 平成23年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼戦略統括グループ部長 平成24年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼企画戦略部長 平成26年6月 当社執行役員第一教育本部副本部長 平成27年6月 当社取締役第一教育本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社SRJ取締役 京大ゼミナール久保塾株式会社取締役	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	あか がわ たく じ 赤 川 琢 志 (昭和44年5月29日生)	平成6年6月 当社入社 平成21年4月 当社統括支援本部人事部次長 平成26年4月 当社統括支援本部総務人事部部長 平成29年4月 当社執行役員統括支援本部長兼総務 人事部長 平成29年6月 当社取締役統括支援本部長兼総務 人事部長 平成30年4月 当社取締役統括支援本部長兼総務 部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・アイ・エス監査役	3,700株
6	てつ ばやし おさむ 鉄 林 修 (昭和28年11月14日生)	昭和51年4月 日清食品株式会社入社 平成17年6月 同社取締役マーケティング部長 平成19年6月 同社取締役人事部長 平成20年10月 日清ホールディングス株式会社 取締役C A O (総務責任者) 平成22年6月 同社上席執行役員 欧州総代表 (ドイツ日清、ハンガリー日清社長) 平成24年6月 同社常勤監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 井村屋株式会社常勤顧問	一 株

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 社外取締役を除く各取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

- (1) 取締役候補者生駒富男氏は、当社における主要な事業部門での豊富な経験や取締役としての経験を積み、平成21年から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、経営に関する知見を有していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者井尻芳晃氏は、長年当社の管理部門から経営に携わるとともに新規事業やM&A等においても豊富な経験と見識を有し、当社の重要な業務執行の意思決定においてその手腕を発揮してきていることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者竹下淳司氏は、当社の高校・キャリア支援事業部門を中心に豊富な経験と見識を有し、民間教育事業にも精通し、既存事業の収益力強化と新たな事業の展開を通じて当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 取締役候補者太田善邦氏は、当社の学習塾事業部門を中心に豊富な経験と見識を有し、民間教育事業にも精通し、基盤事業を支える戦略の立案と成長の加速を通じて当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(5)取締役候補者赤川琢志氏は、当社の管理部門において総務・人事を中心に豊富な経験と見識を有し、また当社連結子会社の監査役としての経験も通じてコーポレートガバナンスやリスクマネジメントの充実といった側面からも当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注3) 鉄林修氏は、社外取締役候補者であります。

(注4) 鉄林修氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティングや海外での事業経営、事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事や総務といった管理部門での経験を通じて幅広い知見を有しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注5) 鉄林修氏は、平成27年6月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。

(注6) 当社は現行定款第28条第2項の規定に基づき、鉄林修氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

(注7) 当社は、鉄林修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届けており、同氏の再任により引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、平成27年6月25日開催の第39回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内で、取締役（社外取締役は除く）に対する報酬等として年額20,000千円以内のストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に代えて、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。但し、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

また、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション報酬は廃止することとし、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役は6名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調

整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

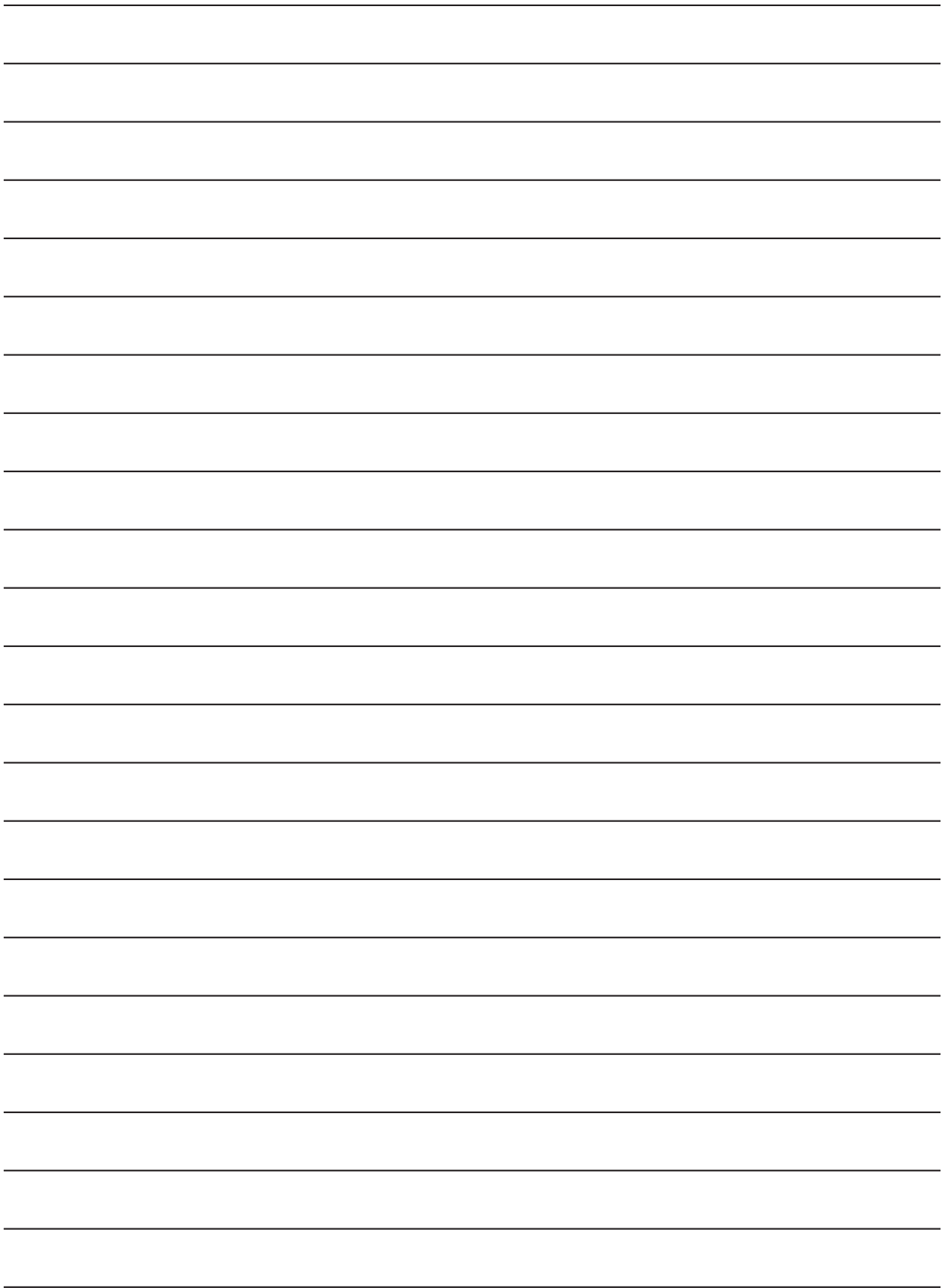
上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他

の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上



株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区西心齋橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォントナ」
TEL 06-6244-1111



●地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心齋橋駅下車（⑧番出口）